

平成二十五年二月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第一号 抜刷

研究ノート

日前神宮・国懸神宮の神職の研究

北
本
み
ず
き

日前神宮・国懸神宮の神職の研究

北本 みずき

□ 要 旨

紀伊国に鎮座される日前神宮・国懸神宮は古来より紀国造によって奉斎されてきた。中世には国造を中心に一三の職掌に分かれた神職が奉仕し、これらの様子は『日前宮文書太神宮神事記』によって知ることができる。近世は天正一三年に豊臣秀吉による紀州攻めにより、社殿が破壊されるなどしており、祭祀や職掌の面でも大きな変化が見られる。これらの変化は『日前国懸両大神宮書立』を見ると明かである。本論では『日前宮文書太神宮神事記』を用いて、中世の国造をはじめ上臈・中臈・下臈の神職の職掌について検討し、次に近世になって特に特殊な名称の「白冠」の職掌についてどのような変化を遂げたのか

を『日前国懸両大神宮書立』によって明らかにする。

□ キーワード

日前神宮 国懸神宮・神職・紀氏・国造

はじめに

ひのくま 日前神宮・くにかがす 国懸神宮（以下両神宮を総称する場合は両宮・当宮とする）は和歌山市秋月に鎮座され、同一境内の西に日前大神を祭る日前神宮、東に国懸大神を祭る国懸神宮が並立し、古来より紀伊国造によって奉斎されてきた。

両宮の祭神は天照大神と同体とされたため、神階や勲位が贈られることもなく、准皇祖神という扱いを受けてきた。また養老七（八〇六）年に名草郡が神郡に定められたことが『令集解』（新訂増補国史大系本、四六九頁）に記載されていることなどから、朝廷より篤く処遇されていたことが分かる。

両宮の研究は明治以降盛んに行われており、それらは国造・祭神・祭祀に関する三つの分野に大別できる。

国造に関する分野では、真弓常忠氏が「日前・国懸神宮と紀国造」（復刻・官幣大社日前神宮国懸神宮本紀大畧）や「古代の鉄と神々」（別冊付録「ひのくま」、昭和五九年一月）など、（昭和六〇年九月）などで産鉄と紀国造を結びつけた見解を発表されている。松田文夫氏は様々な文献から国造に関する記事を抜き出して時代ごとにまとめた『紀州史の紀一族』（平成一六年、私家版）を発表

されている。また、鈴木正信氏は紀伊国造系図に関する研究として「紀伊国造と日前宮鎮座伝承」（『東アジアの古代文化』三三号、平成一九年八月）・「紀伊国造の系譜とその諸本」（『ヒストリア』二〇号、平成二〇年六月）を発表されている。祭祀に関する研究では、高井昭氏が「中世日前国懸神宮の本

殿と祭祀について」（『日本建築学会近畿支部研究報告集』平成二年五月）を始め、本殿の建築や祭祀の方面について数多くの研究を発表されている。①伊藤信明氏は「日前・国懸宮の応永六年神事記について」（『和歌山県立文庫紀要』七号、平成四年三月）において、東京大学本居文庫所蔵で応永六（一三九九）年に著わされた『日前宮文書太神宮神事記』の翻刻を行い、

日前神宮・国懸神宮の神職の研究（北本）

祭祀の次第など詳細が明らかになった。

祭祀に関する研究は、特に祭祀に奉仕する神職については詳しい研究がなされていない。西田長男氏が「日本の聖母」（『日道史研究』第一巻）で中世神事記に見られる人母について述べられているのが、神職について触れられている唯一のものである。

本稿では応永六年の『日前宮文書太神宮神事記』で惣官と称される国造、その下に上藤・中藤・下藤と分かれた一三の中世の神職を検討し、次に『日前国懸両大神宮書立』（官幣大社日前神宮書立）に拠って、人数が少なくなった近世の神職の奉仕の内容、その変遷を明らかにしたい。

第一 中世の神職の職掌

中世の当宮の祭祀に関しては応永六（一三九九）年成立の『日前宮文書太神宮神事記』（以下『神事記』）が二月と三月の一部を欠くものの質と量が充実にしており、その内容から神事の流れや各職掌の奉仕の様子がよく分かる。また神事に奉仕した神職の職掌については『日前国懸両大神宮書立』②・『紀伊統風土記』③に述べられているが、各職掌の名称・員数が記述されるのみで、その家筋や奉仕の内容については記されていない。

上藤 白冠（二人）、人母（二人）、行事（二人）

中藪 相見(二人)、大内人(二人)、火烧(二人)、

権内人(二人)、大案主(六人)

下藪 酒殿守(二人)、土師(二人)、御琴引(二人)、

案主(二十五人)、内人(六人)

右に上げたものは『日前国懸両大神宮書立』「日前宮古代神

官之事」(復刻・官幣大社日前神宮国懸
神宮本紀大畧所収本、八九頁)に記述された一三の職掌である。

下藪については『神事記』の「第十六神官中藪案主等補任時
経営并用途事」の条に「酒殿守 上進五貫文是ヨリ案主、」(伊藤信
刻本、六四頁)と、酒殿守以降の神職は案主と記述のあることから、
案主は下藪神職であると考えられる。

神職以外で神社に奉仕しているのは、青侍(せいじ)と呼ばれる武官や
楽人、その他の職人等である。このうち青侍は神社に奉仕する
武官を指し、『日前国懸両大神宮書立』(復刻・官幣大社日前神宮国懸
神宮本紀大畧所収本、九〇頁)
には神職達に続いて次の一三の役職を記している。

御台番・新火所・所司・老者・近習・シブツシヨ・公文所・

畠公文所・宮奉行・月奉行・寺奉行後見・布衣侍

右武人也、又兼二上藪之役」(復刻・官幣大社日前神宮国懸
神宮本紀大畧所収本、九〇頁)

この記述の通り、武官が上藪の役を兼ねたことが分かる。ま
た宮奉行は「神官一人、青侍二人、年替之勤」(同本、一〇〇頁)としてい
る。

楽人はその名称の通り楽を奉仕する者であり、伶人・巫女・
験子(げんこ)が属する。伶人は神事記の中では「南座之侍」・「散所神人」

【表1】

下藪		中藪					上藪			
職名	職業	員数	職名	職業	員数	職名	職業	員数		
惣官(そうかん)	国造。一社を総官する	一人	大内人(おおうちびと)	祭事の庶務を掌る	二人	相見(あいみ)	祭事に庶務を掌る。惣官の幣を神前に進める。中言祝・權目代(座上相見)を兼ねる	二人		
白冠(はっかん)	祭事に奉仕する。荷前を進め、祝詞奏上を奉仕する。玉殿に入ることが出来る	二人	火烧(ほたい)	祭事の庶務を掌る。開扉の奉仕	二人	行事(きようじ)	宮奉行。祭事の庶務。行列に供奉する	二人		
人母(ひととも)	祭事に奉仕する。祝詞奏上、和琴・唱歌の奉仕	二人	権内人(ごんうちびと)	祭事の庶務を掌る	二人	酒殿守(さかどのかみ)	酒殿庁の頭。直会御供・酒を進める。和迎の設置	一人		
惣官(そうかん)	国造。一社を総官する	一人	大案主(だあんす)	祭事の庶務を掌る	六人	土師(はじ)	神事に使用する土器の製作。直会で酒以外を神職に進める	二人		
御琴引(みことびき)	案主両座の頭	二人	酒殿守(さかどのかみ)	酒殿庁の頭。直会御供・酒を進める。和迎の設置	一人	御琴引(みことびき)	案主両座の頭	二人		
案主(あんす)	祭務を掌る	二十五人	土師(はじ)	神事に使用する土器の製作。直会で酒以外を神職に進める	二人	案主(あんす)	祭務を掌る	二十五人		
内人(うちびと)	祭務を掌る。若輩の案主	六人	御琴引(みことびき)	案主両座の頭	二人	内人(うちびと)	祭務を掌る。若輩の案主	六人		

という名称が使用されている。

巫女は舞を奉仕するが、巫女と験子の他に『神事記』中には「悠紀」・「悠紀巫」という名称が見られる。「悠紀」は一般には神聖なという意味で、また神聖な酒を意味する「齋酒」も指す。『神事記』の相嘗祭の「飭神殿」の条では「次祭方土師於南御戸困外祝土師慶盛盛御酒是也而授悠紀一申御先三声、四ケ度進之之悠紀左手黒御酒右手白御酒也、又御酒第一時右（伊藤信四九頁）とあり、土師から御酒の入った土器を悠紀に授け、受け取った悠紀がそれを白冠に渡している。悠紀という名称が衆人のうちでないことから、巫女の中でこれに奉仕する者が特別に悠紀と呼ばれるものと考えられる。

験子は『神事記』の中に見られないため、その奉仕の内容は不明である。またこれらの他に雑色や大工など、雑務や専門の職に従事する者もいる。

以下、神職について位の高い順の国造・上臈・中臈・下臈の順番で取り上げて説明したい。なお、各職掌の読みは『神事記』の「第十六神官中臈案主等補任時経営并用途事」によった。

第二 国造

そうかん
惣官

日前神宮・国懸神宮は古代より紀伊国造によって奉斎されている。紀伊国造のもとなったのは、紀氏集団と呼ばれる在地勢力の集合体であり、彼らの中には水上交通に関する能力の優れた海人集団が含まれていたため、大和朝廷は紀氏集団を重視していた。六世紀前半には紀氏集団は大和朝廷の国造制の導入によって紀伊国造となり、大化改新以降も紀氏は国造として任命され、名草郡の郡司を兼任していた。

国造が新たに就任する際の儀式が『貞観儀式』の「太政官曹司序任紀伊国造儀」（神道大系本、八七、二八八頁）の条に定められているが、国造の就任儀礼が定められているのは、紀伊国造と出雲国造だけである。『貞観儀式』の時代の紀伊国造の就任儀礼の記録については現存していないため、不明である。

紀伊国造の就任儀礼の記録は中世のものが多く、高井昭氏が「中世紀伊国造の讓補の儀について―五八代国造親文（暦応三年）を中心として―」（建築史論叢、平成十六年八月）で、現在確認できる就任儀礼に関する史料を紹介、分類されている。記録が残っているのは暦応三（一三三〇）年就任の五八代親文から延徳四（一四九二）年元服の六五代俊調までである。これら

の就任記録は「讓補記」・「讓補日記」と題されることが多く、日記形式で一連の儀式の内容を伝える。

これらの中で最も詳しく記されているのは、暦応三年（一三四〇）に就任した五八代親文のもので、紀伊国出發から上洛の後に現地の公家達と対面、官符を頂いて神社に帰るまでの様子を記している。

一連の儀礼の中で特徴的なのが、官符を頂いて神社に帰る道中、所定の場所で禊祓が何度も行われていることである。まず帰郷の道中の五箇所（七条西朱雀・水浜・丹生明神社・志津川・高宮西麓）で禊祓を行い、神社に到着してからもさらに名草郡中に定められた七箇所（納良瀬・野乃辺戸・蓑島・千寿河原・溝内・直海谷・芝原池）で七瀬祓を執り行っている。七瀬祓を終えたその日の夜に「火下」と呼ばれる儀式が行われるが、この儀式に国造は参加せず両人母・酒殿守・両土師によって行われており、式次第の詳細は不明である。

就任の年齢については高井氏が三八代奉世から七六代尚長までの歴代国造について、就任・引退・死亡の年を表にされている。〔中世紀伊国造の讓補の儀について―五八代国造親文（暦応三年）を中心として―〕『建築史論叢』、平成十六年八月、八〇―八二頁。それによれば就任した年齢が分かっている国造は全て二〇歳になっていない少年達であり、多くは中高年まで在職している。

『神事記』には「惣官御方（国造ヲ云）朝拝事」（伊藤信明氏翻刻本、二頁五）とあり、『神事記』中では国造のことを「惣官」と呼んでいたことが分かる。惣官は全体を管理統轄する職や立場の者であり、また荘官の長として荘園の管理にあたる職を指す名称である。当宮の他に讃岐国一宮の田村神社も惣官の職掌名を用いている。

国造は自ら祝詞を奏上することはなく、奉幣や舞、禊祓を行い、直会の御饌・御酒を頂くなど、他の神職に比べ目立つた奉仕が無いのが特徴である。

第三 上臈の神職

白冠（はろが） 当社に奉仕する神職のうちでは国造に次いで上位の神職である。その定められた人数は二人で、上白冠（かみ）・下白冠（しも）に分かれる。『日前宮文書太神宮神事記』中では国懸神宮を「上宮」・「国懸宮」と呼び、日前神宮を「下宮」・「日前宮」と呼んでいることから、高井昭氏は上白冠は上宮、下白冠は下宮に所属すると考えられている。〔中世における日前・国懸神宮の神事―その相違点を中心として―〕『神道及び神道史』五二号、平成六、一年一月、三五頁。

「白冠」の名称の意味は不明であるが、白冠が名称の通りに白い冠を被っていたと思わせる記事が存在する。『中右記』

天仁二（一一〇九）年一月六日条には「從二田中一乘馬者、有レ戴二白宝冠一、大驚問之、是日前国懸之宮與多云々」（増史料大成本三）とあり、また『明月記』建仁元（一一二〇）年一〇月八日条には「杜司指唐笠來、不當日影料云々、普通東帯也、但此冠不出戸外、（国書刊行会本）男大宮司子男云々、於其父者、戴紙冠見在戸内、」（卷、二二頁）と見られる。松田文夫氏は「與多」は神社を統轄する俗別当と見て、白冠と理解されている（『日前・国懸神宮史』私）。（家版、平成一九年、七頁）。

冠の形状については不明だが、同時代には紙冠かみかぶりと呼ばれる紙製の冠が存在していた。紙冠は三角形の紙を額に当てるもので、現在は葬儀で死者の額に付けるが、死者に被せるようになったのは中世以降のことで、それ以前は剃髪した法体の陰陽師などが被戸で修祓する際に着用したり、子供などが被ったりする疑似の冠であった。

高井氏は『日前国懸両宮大雙紙』の「十一月相嘗御祭之次第」の「大集祭」の条に、白冠は自らの冠に御酒を供えたとあり、神事の前後まで一年間髪を洗わないとある記事を紹介されており、玉殿内の白冠は神の依代的性格もしくは神に奉仕する代表的性格を帯びていると考えられている（「中世に前・国懸神宮の神事の研究―その相違点を中心にして―」、『神道及び神道史』五二号、平成六年二月、二二頁）。また『神事記』の「大集祭」条の「庭立御祭御殿鎮次第」に「白冠有御冠上」（伊藤信明氏翻）とある。

日前神宮・国懸神宮の神職の研究（北本）

白冠の祭祀での奉仕を簡単に述べれば、荷前を神前に進めること、祝詞奏上がそれである。祝詞奏上は専ら人母が奉仕するものであるが、いくつかの祭では白冠によって祝詞奏上が奉仕されている。白冠が行う祝詞奏上のうち正月一四日都鎮部御祭、一六日御嶽山御祭、十一月一六日相嘗祭玉殿莊祭、二月一七日玉殿莊祭では、「御宇饌祝詞」・「美宇気祝詞」と呼ばれる祝詞が奏上される。祝詞の内容は不明で、名称の意味等も推測の域を出ないが、「御」は敬意を示し、「ウケ」は食物を指す語であるので、神饌に関する祝詞であろう。また、白冠は惣官を含めた神職の中で唯一玉殿たまどのに入ることができる。玉殿は内宮と呼ばれる本殿内部の中に存在し、この中に入るのは相嘗祭の玉殿莊祭と相嘗祭大集祭の時だけである。白冠はここで神前に御饌・御酒を供えるが、その時の様子を「後様進之」（伊藤信明氏翻）・「後様取進上之一」（同本、刻本、四九頁）と記している。以上のことを踏まえると白冠は神職の中でも特別な存在であったといえるのではなからうか。

人母ひとむす 白冠に次ぐ位の神職で、定められた人数は二人で、「馬人母」とも呼ばれる「東人母」と「南人母」がいる。両宮の位置関係を見ると、東に国懸神宮、西に日前神宮となっている。従って東人母は国懸神宮の所属だと思われる。しかし、西にある日前神宮の所属であると思われる人母が南人母

という名称であるのかは不明である。また「馬尽」についても読み・意味は不明である。

祭祀では、祝師として祝詞奏上の奉仕、和琴や唱歌や、正月二日の政始での吉書、一八日の名草彦御祭で頭文を書く等の奉仕をしている。祝詞は先に述べた白冠も奉仕しているが、両宮の祝詞奏上の多くは人母が奉仕する。人母の奉仕で興味深いものは九月一五日の静火御祭である。その一部を示すと「兩人母奉_レ着_二惣官千和屋_一 人母一人不参之時、座上一人相見勤_レ之。次座上人母以_レ潮_入土器_先 立置_レ之。灌_二惣官袖上_一、伊藤信明氏翻、刻本、三九頁。・「次惣官御座七引_レ幕、又庁南連子之外編_レ萱曳_レ之、座上人母献_二草枕_一、有_二誦文_一、同本、四〇頁。がある。ここで出てくる「千和屋」は千早のことを指すものと思われる。それを惣官に着せるのは人母の役目で、さらにそれに潮を灌ぐのも人母である。「草枕」は相嘗祭玉殿荘祭の条に「御手洗草枕」同本、四九頁。と、御手洗草枕は酒であると注が付けられている。

「東行事」・「西行事」の二人ずつが定められており、白冠・人母と異なり、祭祀には直接関わらず、専ら祭事の庶務を掌る奉行人としての印象が強い。

その奉仕の一部を記すと、まず正月二日の政始では吉書の本を酒殿御櫃から取り出し、執筆を勤める人母に授け、終わったらこれを御櫃に戻すとある。酒殿御櫃についての説明

は見られないが、儀礼的な文書である吉書を保管する箱で、善段は酒殿に保管されていたと思われる。行事はこの酒殿御櫃の管理責任者であったのであろう。

正月十六日の御嶽山御祭では行列の供奉をする。これは神社の外で神事を行う際、惣官が現地に移動するときの行列に供奉することで、この時の行事は狩衣を着用して弓と太刀を装備する。

四月と十一月の上申日の氏神御祭、一月上卯日の鳴神社祭で、惣官の代わりに行事が参詣する代官を勤める。一月一六日の相嘗祭玉殿荘祭では祭方行事は下宮女客殿の巽角で御札を読む。

また青侍の中に宮奉行と呼ばれる役職が見られ、神官一人と青侍二人が一年交代で勤めることになっており、二人いる行事が交代で宮奉行を勤めていたのだろう。

第四 中藪の神職

相見 中藪の神職で二人が定められ、祭事の庶務を掌る。『神

事記』の「第十六神官中藪案主等補任時経営并用途事」の大内人の項目に「私云、前任_二大内人_一、而後任_二相見_一、伊藤信明氏翻刻、本、六四頁。」と記されているので、大内人に任じられている者

が昇格して相見になることが分かる。中藪は神事では祭具の準備などの補助的な奉仕を行うが、相見は境内にあるなかにのちや中言社の祝も兼ね、座上相見はさらにいもや堰目代も兼ねる。

両宮での奉仕では、正月一日の惣官小朝拜で惣官の幣を受け取って御戸下に立て、惣官の参宮の時に迎えを勤める。また直会などで酒などを惣官に進めるのも相見の奉仕による。御嶽山御祭・相嘗祭玉殿荘祭で惣官に木綿を結び、正月一六日御殿鎮・相嘗祭庭立御祭御殿鎮で内宮掃除、御壇上掃除を奉仕する。

以上から相見は中藪神職の中でも特別重要な地位にあったと推察する。特に惣官の幣を神前に進めたり、参宮の際の迎え等があるように、惣官と接する場面が上藪神職達と比べて多いのが特徴である。

おうちひと大内人 「内人」は神宮・熱田神宮・香取社に見られる職掌で、神宮では宿直や酒食のことを掌った。当宮の場合は「大内人」・「権内人」・「内人」があり、大内人は二人が定められている。

その奉仕は正月一日に神官が惣官御方本亭に参る際に、神官を案内する。静火御祭では大内人が「千和也」¹⁰を裁つと記されている。またこの祭には中藪による舞があるが、その中で大内人は陣長を勤める。陣長は人長のことと思われ、舞人

日前神宮・国懸神宮の神職の研究（北本）

の長のことをいう。他の神職と比較し、神事での奉仕に関する記述が少ないことから、神事よりも実務的な方面での奉仕の方が多かった可能性もある。

ほたく火焼 一般的に「ひたき」と読まれ庭燎を焚くことや、その役目のことを指す。「神事記」の「第十六神官中藪案主等補任時経営并用途事」の権内人の項に「権内人後任「火焼」」（藤伊信明氏翻刻本、六四頁）と記され、二人が定められる。

神事では、都鎮部御祭において御殿の扉を開き、都鎮部御祭と都鎮部御祭御殿鎮・相嘗祭上宮御酒造・相嘗祭玉殿荘祭で御殿の中にあるあまつか天塚という灰に玉物酒と呼ばれる角瓶子に入った酒を灌ぐ。七月一五日の津万牟幾御祭では、白冠が稲穂を焼き、その焼き残りを火焼が焼き尽くす。名称の意味は不明だが、庭燎の奉仕も行っていたのかもしれない。

ごんうちひと権内人 二人が定められる。正月一日の饗膳で人母と行事の食事を権内人と大案主が運ぶことが記され、政始では鯉を切る復包丁の役に火焼と権内人のうちから選ばれる。七日の白馬で馬を草宮・鳴神社に献ずる役に権内人・大案主の内より定められる。同じように六月吉日みなかた三名方富御祭でも「中藪一人、馳馬二番」（伊藤信明氏翻刻本、三六頁）で権内人・大案主の間から選出されている。

大案主は権内人よりも位の低い中藪の神職で、中藪の中で

は最も位の低い職掌である。

大案主 当宮は「大案主」と「案主」がおり、大案主は中藪の神職で六人が定められている。『神事記』中では権内人と大案主の間で役を選ぶ記述がいくつか見られる。権内人と奉仕の内容は大差ないが、一〇月吉日の調庸御祭の官人の芝手水や相嘗祭大集祭の官人の「ヤツイカハラケ」⁽¹⁾は末座の案主が勤めるとある。

第五 下藪の神職

酒殿守 土師と共に酒殿庁に所属する案主で、一人が定められる。酒殿庁には「屋神子」と呼ばれる社があり、正月上卯日には酒殿守が卯杖を献じるとある。酒殿庁に所属するのは酒殿守の他に土師が二人いる。酒殿守という名称から察するに、酒殿庁を取りまとめたのだらう。

神事中では「饗膳」や「勸盃」などでの酒や直会御供を進めるとあり、その場にいる神職達に酒を注いだりする役だったと思われる。この他、「和迎」と呼ばれるものを設置するのも酒殿守である。これは机の上に置かれた土器のこと
で、惣官・白冠・人母が笏でこれを落とすとある。^(伊藤信明氏翻。刻本、三〇頁)

土師 酒殿守と同じく酒殿庁に所属し、二人が定められている。直会等で酒以外の食物を神職に進めたり、正月上卯日に卯杖、六日に破竹など、季節ごとに両宮の忌殿内に祀られる^{とすべのこせん} 樽御前へ献ずる。また正月七日の白馬に神木を捧げて御先申し、その後白馬を引いて列に続く。神木に関しては、正月一四日の都鎮部御祭の「土師取二本神木一立三新神木二」^(伊藤信明氏翻)、七月一五日津万牟幾御祭の「穴宮上立二神木一」^(同本、三七頁)に見られる。

その他、相嘗祭で土師の姿を多く見られ、慶盃造事「祭方土師以二埴土一作レ之」^(同本、四七頁)、慶盃伏事「土師以レ糠焼レ之」・慶杯起事「土師起レ之」^(同本、四七頁)、玉殿荘祭「ヤフタキトハ祭方土師兼日ヨリツチヲ以テ丸ニ作テ」^(同本、四九頁)とある。これらは相嘗祭に使用する土器を調製する行事で、土師は神事に使用する土器等の製作を行っていたようである。

御琴引 案主両座の頭で二人と定まっているが、『神事記』の中には見られない。両座は日前神宮・国懸神宮のことを指し、それぞれに所属する案主を取りまとめているという意味にも解釈できるが、この職掌に関する記述は無いので不明である。

案主 二五人が定められている。詳細については「大案主」で述べたが、当宮の場合は雑務を掌る下級の神職を指すの

だろう。

内人^{うちひと} 若輩の案主で、六人を定める。「神事記」第十六神官中
萬案主等補任時経営并用途事^(同本) (六五頁) には下の内人の人数
不足の場合は末座の案主が内人の役を勤めるとあり、その後
内人が六人入って来た時には、この案主達は座上の案主に任
ぜられるとある。

第六 近世の神職の職掌

『日前国懸両大神宮書立』の「当宮造替之事」には天文二(一
五三三)年三月二三日、永祿五(一五六二)年二月一〇日に炎
上していることが記されている。<sup>(復刻・官幣大社・日前神宮・国懸神宮、
本紀大畧所収本、一五、一六頁)</sup>

また天正一三(一五八五)年には豊臣秀吉が紀州攻めを行っ
たことが、『日前国懸両大神宮書立』の「豊臣太閤社領没収之
事」<sup>(復刻・官幣大社・日前神宮・国懸
神宮本紀大畧所収本、六七頁)</sup> や、『紀伊続風土記』の「太田村」
城址の項<sup>(綴南堂書店本、第一
輯、二五三、二五五頁)</sup> に記述されている。紀州攻めは紀
州征伐とも呼ばれ、戦国時代に行われた織田信長・豊臣秀吉に
よる紀伊への侵攻のことである。当宮は秀吉によって、社殿が
破壊され、神領が没収された。その後、天正一五年に秀吉の弟
の秀長が仮殿として社殿を復興し、慶長六(一六〇二)年に浅
野幸長によって神領が寄進された。また寛永四(一六二七)年

日前神宮・国懸神宮の神職の研究(北本)

に徳川頼宣によって社殿が再興されている。

紀州攻めの混乱により当宮は大いに荒廢し、祭祀はもとより
その職掌も大きく変化した。近世の神職については『日前国懸
両大神宮書立』「当時社人之事」<sup>(復刻・官幣大社・日前神宮・国懸神
宮本紀大畧所収本、一〇二頁)</sup> に記
されている。当時とは「書立」が提出される文化七(二八一〇)
年よりも前のことで、そこには社人・社役人・青侍・神樂座に
ついて記されている。

社人 社人は八人と記され、うち相見一人、大内人一人となつ
ている。中世とは異なり、近世は家筋が記されているのが特
徴である。この八家を記すと次のようになる。

相見 江川・島田・福田・田中

古代火焼 西村・川村

古代大案主 大森(断絶)・川端

相見は江川・島田・福田・田中の家のうち、年老もしくは
人柄によって選出される。相見は七瀬祓を行い、中島村に住
む社人の首長である。大内人は八家から年老・人柄で選ば
れ、相見の次席の神職になる。

社人は中島村に居住し、古くからのしきたりに則って、国
造よりその進退・切米・両宮の賽銭などの給料や諸事を定め
られる。寛文三(一六六三)年までは下藤の社人・神人・案
主がいたが、この当時既に見ない<sup>(復刻・官幣大社・日前神宮・国懸神
宮本紀大畧所収本、一〇二頁)</sup>。

社役人 社役人は中世には宮奉行と称して（同本、一〇二頁）宮中の番所に詰め、宮中の諸事を担当し、事柄によっては諸役所に出向き掛け合うことを行っていた。社役人¹²⁾という建物が存在したことから、番所はこの建物と思われる。

青侍 青侍は一般的に「あおざむらい」といわれることが多く、貴族の家に仕える身分の低い侍を指す。六位の位袍が深緑であることによる名称であり、また未熟の意から若く身分の低い侍のことという。当宮の青侍は国造の雑掌で、上臈の役も兼ねていたが、天正以降は零落し、位階のみで、それぞれに相当する官職に就かず、武芸やその他技術を世襲し、九月の流鏑馬や臨時の神役、国造の儀式の折にはその役も勤める。また御家中になっている家は家筋の勤めから除外される。

森本（二家） 社役人・御家中

戸口（三家） 家僕（二家）・御家中

堀内（四家） 秋月村・明寺村（二家）・有家村

村垣（五家） 秋月村・杭瀬村・満屋村（二家）・町

内田（一家） 手平村・町・津秦村（二家）・大谷新在

家村（五家）・御家中（二家）

神楽座¹³⁾ 秋月村に居住し、その家筋は野志・千森の家である。中世には楽人と称し、伶人・巫女・験子で構成されていたが、この当時は神子・験子・火焚になっている。伶人が無くなる

代わりに火焚と呼ばれる職掌があるのが分かる。

巫女は二人が選ばれ、両家の中から選ばれる。験子は三人で、そのうち一人が一臈の役である。一臈とは神楽座の頭のような役割であろう。火焚は一人で、験子・火焚ともに野志・千森とあるから、両家よりそれぞれに適した者を選び出し、細かくに決められていたわけでもなかったと推測する。

おわりに

以上をまとめると次のとおりである。

- 一、紀伊国造は古代紀伊国に存在した紀氏集団がもとになっており、水上交通において高い能力を持ち、それにより大和朝廷から重視されていた。紀伊国造となった後も出雲国造のように就任儀礼が定められていた。中世の就任儀礼は詳細な記録が残されており、その中では国造が都の公家と対面し、その後官符を戴いて神社に帰る途中の五箇所で祓祓を行い、また神社に到着してからも七瀬祓や火下と呼ばれる儀式を行っていることが記されている。これらから国造は祭祀者として奉仕を始める前に何度も祓祓を行い徹底した清浄さを求められたことが分かる。

二、中世の当宮の神職は応永六年の『日前宮文書太神宮神事

記』を見るとその奉仕の様子が分かり、国造の他に上藤・中藤・下藤に分かれた一三の職掌が存在した。それらの中で、国造は神社の責任者の立場であるが、『日前宮文書太神宮神事記』の中では白冠以下の神職と比較して目立った奉仕が見られない。

三、一三の職掌の中には、「白冠」などのように、特殊な名称の職掌が見られる。白冠に関しては『中右記』や『明月記』に白い紙で作られた冠を被っていた神職の記述があり、紙の冠を被っているその姿から、白冠という職掌名になったと思われる。白冠はそれに次ぐ職掌の人母と共に、祭祀では祝詞奏上を奉仕する。

四、天正一三年に豊臣秀吉によって社殿の破壊・神領の没収をされて以降、当宮の祭祀・職掌は大いに变化した。国造の下には相見・大内人、その他の神職の八人によって奉仕されており、中世の上藤神職が無くなっているのが特徴である。また八家の社家について記されていることも中世と異なる点である。

(注)

(1) 高井氏が発表された当宮に関する論文は次の通りである。「中世日前国懸神宮の本殿と祭祀について」(『日本建築学』(近畿支部

日前神宮・国懸神宮の神職の研究(北本)

研究報告集)、『日前・国懸神宮に関する基本資料について』(平成二年五月)。

(『日本建築学会近畿支部研究報告集』平成三年五月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成三年一月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成三年九月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成三年十月)。

(『日本建築学会計画系論文報告』平成四年六月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成五年九月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成六年六月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成六年六月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成六年六月)。

(『日本建築学会大会学術講演』平成六年六月)。

(2) 『日前国懸両大神宮書立』は文化七(一一一〇)年に神社奉行宛に提出された上下付録の三巻の史料。神社の鎮座・沿革その他諸々の関係事項を記している。これを翻刻したと思われる『官幣大社日前神宮国懸神宮本紀大略』は大正五年三月に出版され、昭和五九年一月に『復刻・官幣大社日前神宮国懸神宮本紀大略』として復刻された。本稿の『日前国懸両大神宮書立』は昭和五九年の復刻版を利用する。

(3) 『紀伊統風土記』は江戸幕府より命を受けた紀州藩が編纂をした紀伊国の地誌である。文化三(一一八〇六)年より

編纂を開始し、天保一〇（一八三九）年に完成した。

(4) 『日前国懸両宮大雙紙』は江戸時代初期にその当時神社が所有していた個々の史料の全文あるいは一部を列記したものと考えられ、『日前宮文書太神宮神事記』と比較すると内容が一致するものと疑わしい箇所が見られる。

(5) 高井氏は玉殿について「現本殿のように扉で区画された内陣の中に更に『玉殿』が存在していたとは考えられない」、「少なくとも玉殿の三側面が本殿から独立していた」〔中世・日前・国懸神宮の本殿〕『日本建築学会計画系論文報告集』四四八号、平成五年六月、一四六頁。

(6) 「西」と「南」の崩し字は酷似しているため、本来「西人母」であるものが「南人母」と写し間違えられた可能性もある。『日前宮文書太神宮神事記』・『日前宮神事記下巻』には「南人母」と楷書で記述されていたが、『日前宮畧神事記』は崩し字で記述されているため「西」と読むことも可能である。

(7) 福島県安達郡大玉村大山にはまつくし馬尽という字名がある。馬尽人母も「まつくし」と読むのかもしれない。

(8) 静火御祭は九月一五日に国造屋敷にある敷地内にある「草宮」と「草宮庁」で行われる祭祀で、惣官に「千和屋」と呼ばれる袖付きの上着を着せ、人母がその袖に潮をかけ、神事の最後には惣官の御座に幕を引いて人母が惣官に

「草枕」を献じて誦文を唱え、同じ次第でこれが宵と晝に行われる。

(9) 堰目代は宮井用水の灌漑域に位置する湯橋荘の堰の管理責任者のことである。一月下旬に湯橋荘の湯橋神社においていづつ堰祭が行われ、堰目代が高宮の方を向いて祝詞奏上の後、百姓が堰溝を掘る。

(10) 千和屋については高井氏は袖付きの簡単な作りの衣服だと考えられている〔日前神宮・国懸神宮の静火御祭について〕神道及び神道史』五三三号、平成八年三月、二八頁。。現在見られる千早と形状が似ていると思われる。

(11) ヤツイカハラケは相嘗祭大集祭の条〔伊藤信明氏編刻本、五〇頁〕に「夜津伊加和羅氣」とあり、折敷の上に皿八枚を据え、その中に一枚置き、中の皿には八重土器と呼ばれる土器がある。座上の相見がこれを持ち、座下の相見が八の皿に酒を中の皿に入れて、これを惣官に進め、末座の大案主が官人のものを勤めることが記述されている。

(12) 『紀伊国名所図会』〔鹽川書店本、初編、五八頁、二編、五八頁〕には境内の北方に「社役人」と記された建物が御祈禱殿と並んで建っている姿が描かれている。『日前国懸両大神宮書立』の「御再興後宮社殿門之事」には「社役人」という建物は記述されておらず「社役所一箇所」とある〔複製・官幣大社・日前神宮図鑑。神宮本紀大要所収本、二七頁〕。

（きたもと みずき・伊勢部柿本神社権禰宜）